

★東京海上日動の国内旅行傷害保険のご案内★

2015年12月1日
以降始期用

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救護者費用等担保特約等をセットすることができます。

傷害（死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）

旅行中の事故によるケガを補償します。

Ex) 観光中にケガ



携行品損害保険金（オプション）

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

Ex) カバンを盗まれた



※携行品の紛失、置き忘れによる損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。
※損害額は時価額または修繕費の低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計で5万円）が損害額の限度となります。ただし、ご契約の保険金額が10万円未満の場合、ご契約の保険金額がお支払の限度額となります。
※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をお客様にご負担いただきます。

賠償責任保険金（オプション）

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

Ex) 他人にケガをさせた

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合や被保険者（保険の対象となる方）に損害賠償責任がない場合等は示談交渉はできませんのでご注意ください。



救護者費用等保険金（オプション）

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊費等を補償します。

Ex) ケガがもとで継続して14日以上入院



ポイント

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

（空港でお申し込み手続きを行なわれる場合は、空港でのお申込み手続き終了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。）

※保険の責任期間（補償期間）は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時から末日の午後12時（24時）までとなりますが、保険期間内であっても住居（ご自宅）に到着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者（保険の対象となる方）が居住している戸室内をいいます。

ご契約金額と払い込みいただく保険料

| 保険期間（保険のご契約期間） | | 2日（日帰り・1泊2日）まで | |
|---------------------------------|----------------------------|---|---------|
| 保険金額（ご契約金額）*1 | 傷害 | | |
| | 死亡・後遺障害保険金額 | 710万円 | 1,000万円 |
| | 入院保険金日額 | 7,500円 | 11,000円 |
| | 手術保険金 | 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 | |
| | 通院保険金日額 | 4,100円 | 7,000円 |
| | 賠償責任保険金額 免責金額（自己負担額）:0円 | 500万円 | 2,000万円 |
| 携行品損害保険金額 免責金額（自己負担額）:3,000円 | なし | 15万円 | |
| 救護者費用等保険金額 | 100万円 | 140万円 | |
| お払い込みいただく保険料 | | 500円 | 1,000円 |

*1 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、被保険者（保険の対象となる方）の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

【ご注意】

●個人契約または被保険者5名以下の団体契約で、次の場合には他の保険契約等*2と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

・被保険者（保険の対象となる方）の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合

・被保険者の同意がない場合（ご加入者＝被保険者の場合を除きます。）

*2「他の保険契約等」につきましては、重要事項説明書等をご確認ください。

上記に記載のない保険金額（ご契約金額）でのご契約をご希望の際も、取扱代理店までお問い合わせください。

「Web約款」の閲覧方法

保険の約款はWebでの閲覧とさせていただきます。東京海上日動のホームページのトップ画面にあります「Web約款」ボタンをクリックするとご覧いただけます。



補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|-----------------|--|--|---|
| 死亡保険 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を合せて 180日以内 に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) | 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ●既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。 | ●二契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ。 ●けんかや自衛行為・犯罪行為によるケガ。 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ。 |
| 後遺障害保険 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を合せて 180日以内 に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者(保険の対象となる方)の身体に残された症状が将来においても回復できない程度の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 | 後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ●保険期間(保険の契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 | ●脳疾患、疾病、心喪失によるケガ。 ●妊娠、出産、流産によるケガ。 ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。 ●戦争、内乱、暴動等によるケガ*8。 ●可燃物物質の有害な特性等によるケガ。 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をお支払いいただきます。) ●自動車等の乗具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ。 ●うちう症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの*9 |
| 入院保険金 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。 | 入院保険金額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ●事故の発生の日からその日を合せて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ●支払対象となる「入院日数」は、 180日(支払限度日数) を限度とします。 ●入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。 | *8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。 |
| 手術保険 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を合せて 180日以内 に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。 (※)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページを参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっていない療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) | 入院保険金額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 *4 10倍 ② 上記以外の手術 *4 5倍 ●事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。 ●1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。 | |
| 通院保険 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、また診察により、治療*2を受けることを行います。ただし、治療を辞めない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス、ギプスシース、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。 | 通院保険金額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ●事故の発生の日からその日を合せて 180日(支払対象日数) を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ●支払対象となる「通院日数」は、 90日(支払限度日数) を限度とします。 ●通院しない場合においても、骨折、脱臼、頸帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために被保険者(保険の対象となる方)以外の医師の指示によりギプス等*7を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 ●入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ●通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。 | |
| 賠償責任・保険金(オプション) | 日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を及ぼし、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。 | 損害賠償金の額をお支払いします。 ●ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要、有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ●国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東証取上自動でお支払いします。 ●東京海上自動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や被保険者(保険の対象となる方)に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上自動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ●損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ●他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 | ●二契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任*。 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)。 ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。)*。 ●車庫(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)*、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)*、銃器(空気銃を除きます。)*の所有、使用・管理に起因する損害賠償責任。 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任。 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任等 |
| 携行品損害保険金(オプション) | 日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*9に損害が生じた場合。 *9 携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ等、被保険者(保険の対象となる方)が所有かつ携行する身の荷物をいいます。 (※)有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、簿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)*、自動車(バイクを含みます。)*、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物物等は含まれません。 | (携行品1個、1組または1対に対して10万円を限度とした)損害額*10をお支払いします。 ●10 損害額とは、損害額発生または拡大を防止するために必要、有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 (※1)損害の発生または拡大を防止するために必要、有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害賠償金額が保険期間中のお支払い限度となります。 (※2)1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。 お支払いする保険金＝損害額－免責金額(自己負担額)3,000円 (※3)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 | ●二契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による損害。 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害*。 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色による損害。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●戦争・内乱・暴動等による損害*11 ●可燃物物質の有害な特性等による損害*。 ●携行品の置き忘れ、紛失*12 ●登山・押入、破壊等の危険な行為(火災消防・避難処置を除きます。)*。 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害等 *11 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。 *12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 |
| 救護費用等保険金(オプション) | ①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合は、被保険者がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合。 ②日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(保険の対象となる方)の生死が確認できない場合または緊急な捜索、救助が必要となることが警察等の公的機関より確認された場合。 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガのため、事故の発生の日からその日を合せて 180日以内 に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)*または継続して 14日以上 入院*3された場合。 | 二契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者の親族が負担した下記の費用をお支払いします。 ●ただし、救護費用等保険金額が保険期間中の上限となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費(救護者2名分まで)*。 ③宿泊料(1名につき 14日分 を限度とし、救護者2名分まで)*。 ④現地からの移送費用*13 ⑤現地での諸経費(3万円まで)*。 *13 帰国運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 (※)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 | ●二契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による事故。 ●けんかや自衛行為・犯罪行為による事故。 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故*。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故*。 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故(補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をお支払いいただきます。)*。 ●自動車等の乗具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故等 *14 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。 |

*2 被保険者(保険の対象となる方)以外の医師が必要であると認め、被保険者以外の医師が行う治療をいいます。
*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)
●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。

ご契約の際のご注意
①保険料領収証：保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたします。お確かめください。
②保険証券、保険契約証または被保険者証について：代理店または東京海上自動にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または東京海上自動へお問い合わせください。お問い合わせし、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

③重複補償について：賠償責任担保特約等をご契約される場合、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等をご確認ください。
 *1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。*2 1契約のみにセットする場合、特率、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者(ご加入者)の皆様がご利用いただけるサービスの詳細については、専用チラシをご確認ください。
 このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上自動にご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上自動までお問い合わせください。ご契約者(ご加入者)と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
 なお、東京海上自動の代理店は東京海上自動と委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上自動の代理店と間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上自動と直接契約されたものとなります。